

九州大学実験生物環境制御センター実験施設・設備利用規程

平成22年度九大規程第142号  
施行：平成23年4月1日  
最終改正：令和4年6月23日  
(令和4年度九大規程第10号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学学内共同教育研究センター規則（平成26年度九大規則第92号）第9条第2項の規定に基づき、九州大学実験生物環境制御センター（以下「センター」という。）に置く実験施設（以下「施設」という。）及び実験設備（以下「設備」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の手続)

第2条 施設及び設備の利用を希望する者は、所定の申込書によりセンターの長に申請し、その許可を得なければならない。

第3条 実験施設の利用者（以下「利用者」という。）は、センターの職員の指示に従い、善良な管理者の注意をもって施設及び設備を利用しなければならない。

(損害賠償)

第4条 利用者が、その責めに帰すべき事由により、施設、設備及び備品等を滅失、破損又は汚損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(利用料等)

第5条 利用者は、別表に掲げる利用料を、所定の期日までに、経費の振替又は九州大学が指定する口座への振込みにより支払わなければならない。

2 既納の利用料は、原則として還付しない。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、施設及び設備の利用に関し必要な事項は、センターの長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規程第112号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規程第124号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規程第101号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規程第189号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規程第92号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規程第149号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規程第137号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規程第52号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規程第135号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規程第63号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大規程第10号）

1 この規程は、令和4年7月1日から施行する。

- 2 この規程による改正前の九州大学実験生物環境制御センター実験施設・設備利用規程に基づき利用を開始し当該利用期間の終期が施行日以降となっている者の当該利用期間における利用料については、なお従前の例による。

別 表

1. 利用料（実験施設）

区分	料金	備考
ガラス室	月額 3,300円	1台当たり
高天井ガラス室	月額 4,100円	1台当たり
植物防疫法対応ガラス室	月額 96,000円	1室当たり
昆虫飼育室	月額 3,500円	1区画当たり
人工光グロースキャビネット室	月額 28,000円	1室当たり
高輝度人工光恒温室	月額 6,000円	1台当たり
人工光恒温室（*）	月額 4,000円	1区画当たり
実験室(24㎡)（*）	月額 3,900円	1室当たり
実験室(25㎡)（*）	月額 4,100円	1室当たり
実験室(23.63㎡)（*）	月額 3,900円	1室当たり
実験室(29㎡)（*）	月額 4,700円	1室当たり
安全キャビネット区画（*）	月額 400円	1区画当たり
特定網室（*）	月額 3,300円	1室当たり
低温実験室	日額 2,000円	1室当たり

\*次に掲げる区分については、上記に定めるほか、それぞれ以下に定める料金を実費徴収する。

人工光恒温室：水道料及び機器を持ち込んで利用する場合はその機器にかかる電気料

実験室及び特定網室：電気料及び水道料

安全キャビネット区画：電気料

2. 利用料（実験設備）

区分	料金（時間）	備考
オートクレーブ（小型）	20円	1台当たり
オートクレーブ（大型）	610円	1台当たり